

《令和3年度 児童発達支援事業 事業方針》

児童発達支援事業

①支援内容を明確に伝え、保護者と共通認識を図る

- (1) 全ての利用児が親子療育から開始し、関係機関からの情報に基づいて、身体・手指の使い方・人との関係性・コミュニケーション力等、実際の活動場面を通して、その子どもの強みと課題を保護者と共有し、療育における支援目標を達成するためのプログラムを共に考える。
- (2) 日頃の療育の様子を連絡ノートや書面での報告だけではなく療育活動の生の写真等を見てより分かりやすく伝える。

②関係機関との連携

- (1) 並行通園先（幼稚園・保育所）・医療機関との連携、また、理学療法・作業療法・言語療法等の訓練の場に職員が積極的に同席する。同席する機会が設けられない場合においても情報収集に努める。
- (2) 関係機関との連携で得た情報をもとに、支援目標が適正であるか、提供している活動内容が適切であるかを意識したサービス提供を行う。
- (3) 就学後も途切れなく支援が必要と思われる及び家庭においては、関係機関との連携を密に行い状況を共有すると共に、必要に応じて計画相談事業所につなげることに努める。

③迅速かつ丁寧な対応ができるための体制作り

- (1) 保護者からのニーズ・関係機関からのニーズを把握、見極めると共に迅速に対応できることや、適切に対応できるよう職員の資質向上、育成に努める。
- (2) 研修の受講、職場内伝達、療育の振り返りなど職員同士で学べる時間を積極的に作り、質の高い支援の提供に努める。子どもの支援に限らず、保護者支援、子どもが利用している各機関への支援や協力ができる幅の広い職員体制の構築を目指す。
- (3) 感染症や災害時における事業運営としての判断基準や対応基準を整理する。

④地域に根ざした事業所づくり

- (1) つくし園の活動の様子については、毎月『つくし園だより』にて保護者や関係機関、川辺地域に周知する。
- (2) つくし園をより詳しく知ってもらうために、実際の活動の様子を見てもらうなど参加型のイベントを企画し川辺地域との住民交流を図る。
- (3) 支援の必要な子どもたちの理解と、今後社会の中で生きていく子どもたちを地域で支えていくために、まず第一歩として、つくし園の地元である川辺地域から始めることで、将来の子ども達の育成、保護者支援に尽力する。